



高総第 214 号

令和 3 (2021) 年 10 月 27 日

高根沢町新庁舎整備検討委員会

委員長 佐藤 桂治 様

高根沢町長 加藤 公博


諮詢書

高根沢町新庁舎整備検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮詢します。

1 賒問事項

- (1) 新庁舎整備の基本構想の策定に関すること。
- (2) 新庁舎整備の基本計画の策定に関すること。
- (3) その他基本構想及び基本計画の策定に必要な事項に関すること。

2 賒問理由

本庁舎は、昭和 38 年に建設されて以来、50 年以上の間、高根沢町政の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、老朽化が著しく、また狭隘化、分散化していることから、高度情報化やバリアフリーへの対応が不十分となり、住民サービスや行政効率の低下を招いております。

こうした状況を受け、庁舎機能回復に向けた抜本的対策のためには、新庁舎の早急な建設に向けた取り組みが必要であるとの結論に至り、事業の推進を図るべく、この度、新庁舎整備の基本構想及び基本計画を策定することとなりました。

基本構想の内容としましては、現在の庁舎の課題を確認し、高根沢町の将来を見据えながら新庁舎のあるべき姿や理想の庁舎像を描きます。そして、それに基づき、新庁舎の位置、建設規模、機能及び整備手法等の検討を行います。

また、新庁舎設計の指針となる基本計画は、基本構想に基づき、必要な機能や規模などについて具体化しながら、新庁舎建設にあたっての課題や条件を整理し、施設計画、事業費等を確認します。

つきましては、新庁舎整備に係る基本構想、基本計画の策定及びそれに必要な事項について、貴委員会のご提言をいただきたく諮詢を行うものであります。

3 その他

- (1) 賒問事項 (1) 及び (2) についてはそれぞれに答申すること。
- (2) 賒問事項 (3) については必要に応じて隨時答申すること。